

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

### 1 概要について

根拠法令	農業委員会等に関する法律第3条
委員定数・内訳	選挙による委員 20名（現在1名欠員）、選任による委員 7名 （会長1名、会長職務代理者1名、委員24名） ※平成26年7月一般選挙より選挙委員定数は、16名に削減。
選任方法	<p>①選挙 選挙権及び被選挙権を有する者は、市内在住・20歳以上・10アール以上の農地につき耕作の業務を営む者もしくはその者と同居の親族又は配偶者で、その耕作に従事する日数が年間概ね60日以上の者。</p> <p>②市長による選任 農業協同組合・土地改良区がそれぞれ推薦した理事、市議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者を市長が選任。</p> <p>※選挙委員・選任委員の業務について 小規模な個別の現地調査については、基本的に地区別に分けた選挙委員に依頼している。それ以外の業務については、委員会、研修会、行事、農地パトロール等業務に差はない。</p>
任期・再任の有無	任期：3年 再任：有り

### 2 委員会の業務内容について（平成25年度実績）

区分	回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）	
定例会	会長	24	2.5	委員会：「3 責任・権限について」に定める議案の審議 小委員会（現地調査）：議案に係る農地の現地調査 会長としての業務：委員会の司会進行、議決、現地調査 ※小委員会は、会長職務代理者が進行役を務める
	委員	17	2.5	委員会：「3 責任・権限について」に定める議案の審議 小委員会（現地調査）：議案に係る農地の現地調査 委員としての業務：議案審議、現地調査
議会関連	会長	/	/	
	委員	/	/	
研修	会長	1	2.5	兵庫県下農業委員会幹部研修会（内容：優良な委員会活動の事例研究）
	委員	1	2.5	兵庫県下農業委員会幹部研修会（内容：優良な委員会活動の事例研究） 農業者年金加入推進特別研修会（内容：農業者年金制度の概要と加入推進の取り組みについて） 女性農業委員交流研修会（内容：農政の展開方向等について）

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

区分	回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）	
行事	会長	12	2.5	全国農業委員会会長大会（内容：農業・農村の再構築に向けた政策提案等） 農業委員会会長・事務局長地区別会議（内容：農業委員会の運営と業務について） 通常総会（内容：兵庫県農業会議会則の改正、事業報告並びに収支決算の承認） 東播地区連絡協議会総会（内容：事業報告、決算承認、事業計画） 農業委員会会長・事務局長会議（内容：農業委員会の業務と運営について、農政問題検討） 農業会議1号会議員協議会（内容：農業委員会の業務と運営について） 地区別交流会（内容：情勢報告、情報交換） 全国農業担い手サミット 東播磨地域実行委員会（内容：H26.11実施に向けた協議）
	委員	1	2.5	地区別交流会（情勢報告、情報交換）
その他	会長	14	2	農地パトロール、法18条許可申請にかかる事情聴取、その他現地調査（農業経営確認、転用届出、納税猶予等）
	委員	13	2	農地パトロール、法18条許可申請にかかる事情聴取、その他現地調査（農業経営確認、転用届出、納税猶予等）

※定例会については、直近の議事録を提供くださいますようお願いいたします。

### 3 責任・権限について

- ①農業生産法人に関する要件の認定、報告の受理、勧告、立入調査
- ②農地等の所有権の移転、賃借権等の設定もしくは移転の許可
- ③農地等の権利移動を認める別段の面積の設定
- ④農業生産法人以外の法人への賃借権等の設定の許可、市長への通知、農地利用状況の報告の受理
- ⑤相続による農地等の権利取得者の届出の受理
- ⑥農地の転用又は農地の転用のための権利の設定・移転について知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付、市街化区域内にある農地の転用の場合の届出書の受理及び受理通知書の交付
- ⑦農地等の賃貸借の解約等につき知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付、知事許可不要の場合の通知書の受理
- ⑧農地の利用状況の調査
- ⑨農地に関する情報の収集・提供等
- ⑩市が農業経営基盤強化促進基本構想を定め又は変更しようとするときの意見具申
- ⑪市が農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たっての決定
- ⑫市が農用地利用集積決定を定める場合の決定
- ⑬特定農地貸付けの承認
- ⑭贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受ける場合、その者の適格者である旨の証明書の交付、特例対象農地等の転用、利用状況に関して税務署長への通知

上記を主とする農地法、農業経営基盤強化促進法等の法令事務

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	農業委員会
--------	-------

### 4 委員業務等のスリム化、見直しについて

農地面積、農家戸数の減少に鑑み、選挙による委員定数を、平成26年7月に実施される一般選挙において、20名から16名に削減する。

### 5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

定期定例の委員会・研修会、事務局から依頼する現地調査のほか、日常活動として、農業委員には、地域の世話役活動に努めてもらっている。内容としては、①農地・経営・営農・農業者年金・地域農業振興・生産環境等に関する日常的な相談・指導、②無断転用の未然防止のための指導、遊休農地等管理が不十分な農地の把握・指導等のための日常的な農地パトロール③集落座談会等における農業者からの質問・相談への対応④農業者への啓発活動である。事務局で把握している定期定例もしくは、特に依頼した調査よりも、日常活動の部分が大きいため月額報酬制を採用していると理解される。

### 6 月額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

上記の日常活動は把握ができず、この部分をどう評価するのが課題である。

### 7 月額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

月額報酬制に上記課題をどう反映させるのか。  
日常活動に関する詳細な報告をいただくとして、活動時間、活動範囲には個人差もあり自己申告に依らざるをえない。  
不公平が出ないような月額制の設定基準を設ける必要がある。

### 小委員会について

原則として委員会の前日に開催し、議案にかかる農地の現地調査を行う。マイクロバスで移動。調査後、委員会室にて会長職務代理者が進行役を務め、調査結果のまとめと報告者の選任を行う。

#### 平成 26 年 1 月～4 月開催実績

開催日	出席者				調査場所
	会長	職務代理者	選挙委員	選任委員	
H26.1.23 (木)	出席	出席	7人	4人	8か所
H26.2.21 (金)	出席	出席	6人	2人	13か所
H26.3.20 (木)	出席	出席	7人	4人	11か所
H26.4.23 (水)	出席	出席	6人	3人	9か所

開催時間：概ね 3 時間～ 4 時間

平成 25 年 月 日

平成 25 年度「農地パトロール」等実施要領

明石市農業委員会

1 平成 24 年度と変更する理由

農地法第 30 条の規定により、市内全域の農地を調査するため、市街化区域を隔月、市街化調整区域（農振農用地含む）を 11 月に、農地パトロールを実施して調査する。

- (1) 市街化区域の無断転用は届出で処理できることもあり、隔月調査することにより、事務処理を分散することができる。
- (2) 市街化区域を調査する際に、前年度分の法 4 条届出済分の調査・確認も行う。
- (3) 調査時間は約 3 時間（半日）とする。

午前の場合は 9:30~12:30 午後の場合は 13:30~16:30 の予定

	実施地区 (合計 筆)	参加者	集合日時・集合場所
1	本庁地区	● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 5 月 30 日(木) AM9:30 農業委員会事務局
2	本庁地区	● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 6 月 4 日(火) PM1:30 農業委員会事務局
3	大久保地区	● 委員 ● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 7 月 30 日(火) AM9:30 大久保市民センター 第 2 会議室 (2 階)
4	大久保町地区	● 委員 (職務代理者) ● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 7 月 30 日(火) PM1:30 大久保市民センター 第 2 会議室 (2 階)
5	大久保町地区	● 委員 ● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 8 月 1 日(木) PM1:30 大久保市民センター 第 2 会議室 (2 階)
6	魚住町地区	● 委員 ● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 10 月 1 日(火) AM9:30 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)
7	魚住町地区	● 委員 ● 委員 (事務局)	平成 25 年 10 月 1 日(火) PM1:30 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)

8	魚住町地区	●●●委員 ●●●委員 (事務局)	平成 25 年 10 月 3 日(木) PM1:30 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)
	農地パトロール 市街化調整区域 (農振農用地を含む)	全委員  (農水産課) (事務局)	平成 25 年 11 月 1 日(金) ~ 11 月 20 日(金) 農業委員会事務局、 各市民センター 又は JA 兵庫南
9	二見町地区	●●●委員 ●●●委員 ●●●委員 (事務局)	平成 25 年 12 月 20 日(金) AM 9:30 JA 兵庫南 二見支店
10	二見町地区	●●●委員 (会長) ●●●委員 ●●●委員  (事務局)	平成 25 年 12 月 20 日(金) PM1:30 JA 兵庫南 二見支店

## 2 調査内容

### (1) パトロールの内容及び任務

パトロールは、次の事項について調査・確認し、是正指導を行う。

- ① 調査対象農地の営農状況の調査・確認
- ② 遊休農地の調査・確認
- ③ 農地の無断転用の調査・確認
- ④ 農地法 4 条届出済分の調査・確認

### (2) 今回の重点課題

毎月の調査では、「市街化区域内農地」の遊休化と無断転用の抑制・防止と農地法 4 条届出済分の調査・確認。

## 3 調査方法

パトロールの実施方法は次のとおり。

### (1) 対象農地のピックアップ

- ① 明石市の全農地をベースに、そこから農水産課が H25 年度 (H24 年度の場合あり) の作付け調査をした農地を除き、対象農地を絞り込みリストを作成する。農地法 4 条届出分 (H24 年度) についてもリストを作成する。
- ② 各農業委員が、普段日常的に担当地区内で行っているパトロールやその他の活動で発見した遊休農地や無断転用農地等で農業委員会に報告されたものは、①の農地リストに加える。
- ③ 対象農地リストの農地を地図上に落とし、調査用行程地図を作成する。

平成25年 月 日

平成25年度「農地パトロール」(市街化調整区域)実施予定

明石市農業委員会

1 平成25年度農地パトロールについて

農地法30条の規定されるように、全ての農地を調査するため、市街化調整区域(農振農用地含む)を11月の農地パトロールに調査する。

- (1) 農地法第30条第1項の「農地の利用状況調査」の実施
- (2) 遊休農地等の把握と解消
- (3) 「目にみえる農業委員会活動」の実践
- (4) 調査時間は約3時間(半日)とし、午前の場合は 9:30~12:30  
午後の場合は 13:30~16:30 の予定

	実施地区(合計 筆)	参加者	集合日時・集合場所
1	明石地区 鳥羽	■委員 ■委員 (農水産課) (事務局) ■ ■	平成25年 11月1日(金) 13:30~ 農業委員会事務局
2	大久保地区 松陰新田	■委員 ■委員 (農水産課) (事務局) ■ ■	平成25年 11月5日(火) 9:30~ 大久保市民センター 第2会議室(2階)
3	大久保地区 松陰	■(職代)委員 ■委員 ■委員 (事務局) ■	平成25年 11月5日(火) 13:30~ 大久保市民センター 第2会議室(2階)
4	大久保地区 大窪	■委員 ■委員 ■委員 (事務局) ■	平成25年 11月7日(木) 9:30~ 大久保市民センター 第2会議室(2階)
5	大久保地区 江井島 西島	■委員 ■委員 ■委員 (事務局) ■	平成25年 11月7日(木) 13:30~ 大久保市民センター 第2会議室(2階)

6	魚住地区 金ヶ崎	〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員 (農水産課) (事務局) 〇〇	平成 25 年 11 月 12 日(火) 9:30~ 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)
7	魚住地区 清水	〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員 (事務局) 〇〇	平成 25 年 11 月 14 日(木) 9:30~ 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)
8	魚住地区 長坂寺 中尾 清水	〇〇委員 〇〇委員 〇〇委員 (事務局) 〇〇	平成 25 年 11 月 14 日(木) 13:30~ 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)
9	二見地区 西二見	〇〇委員 〇〇委員 (事務局) 〇〇	平成 25 年 11 月 15 日(金) 13:30~ J A 兵庫南 二見支店 会議室 (2 階)
10	魚住地区 長坂寺	〇〇委員 〇〇委員 (事務局) 〇〇	平成 25 年 11 月 20 日(水) 13:30~ 魚住市民センター 第 4 会議室 (2 階)

## 2 調査内容

### (1) パトロールの内容及び任務

パトロールは、次の事項について調査・確認し、是正指導を行う。

- ① 調査対象農地の営農状況の調査・確認
- ② 遊休農地の調査・確認
- ③ 農地の無断転用の調査・確認

### (2) 今回の重点課題

「市街化調整区域内農地」の遊休化と無断転用の抑制・防止。



## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

### 1 概要について

根拠法令	地方自治法第202条の2第2項、地方公務員法第7条第2項
委員定数・内訳	3名（委員長1名 委員2名）
選任方法	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
任期・再任の有無	任期：4年 再任：有り 任期中の委員長の交代：無し 委員長の再任の有無：有り 再任の限度：無し

### 2 委員会の業務内容について（平成25年度実績）

区 分		回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）
定例会	委員長	2	1h	主なテーマ： ①勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての不服申立てに関すること（地方公務員法第8条第2項第1号及び第2号） ②勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談に関すること（同項第3号） ③登録団体の届出に関すること（役員改選、規約の変更等の承認）（同法第53条） ④公平委員会規則を制定・改廃すること（管理職員等の範囲を定めることを含む。）（同法第8条第5項） 委員長としての業務：定例会の司会進行、議決、決裁、事務局との打ち合わせ
	委員	2	1h	主なテーマ：（委員長に同じ） 委員としての業務：専門的見地からの意見、議決、決裁
議会関連	委員長	/	/	/
	委員	/	/	/
研修	委員長	/	/	/
	委員	/	/	/

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

区分	回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）	
行事	委員長	7	6h	<p>①播淡路地区公平委員会連合会総会・事務研究会【加西市】（平成24年度事業報告及び決算認定、平成25年度事業計画及び予算の審議、講演会「パワーハラスメントを知っていますか」）</p> <p>②播淡地区公平委員会連合会第1回役員会【淡路市】（第2回事務研究会の開催について、平成25年度事業計画（案）について）</p> <p>③兵庫県公平委員会連合会第2回理事会【小野市】（平成25年度事業報告、平成25年度開催計画）</p> <p>④⑤全国公平委員会連合会通常総会【東京都】（1泊2日）（表彰、平成25年度事業報告・決算認定、平成26年度事業計画・予算、講演会「黒田勘兵衛に学ぶリーダーシップ」）</p> <p>⑥播淡地区公平委員会連合会事務研究会【淡路市】（講演会「人事行政を取りまく諸課題について」「五斗長垣内遺跡について」）</p> <p>⑦播淡地区公平委員会連合会第2回役員会【淡路市】（平成26年度総会事務研究会の開催・事業計画（案）・予算（案）について、平成25年度事業報告・決算見込みについて、役員選出及び推薦について）</p>
	委員	3	7.3h	<p>①兵庫県公平委員会連合会総会・事務研究会【川西市】（表彰、平成24年度事業及び決算報告、平成25年度事業及び予算の審議、講演会「地方公務員（制度）をめぐる近時の状況について」）</p> <p>②③④全国公平委員会本部研究会【東京都】（2泊3日）（講演会「当面する公務員行政の課題」「元気で生き生き生きる、脳の若返り」「この国の『問題点』」「近年の公平審査業務と苦情処理の状況について」）</p> <p>⑤全国公平委員会連合会近畿支部総会・事務研究会【大津市】（平成24年度決算認定、平成25年度予算・役員選任、平成26年度開催地、講演会「苦情相談の受け方・処理の仕方」）</p> <p>⑥兵庫県公平委員会連合会事務研究会【小野市】（講演会「措置要求等の事例について」「それぞれの終章」）</p>
その他	委員長	7	1h	定例会資料の事前読み込み、全国公平委員会連合会会報の読み込み（年3回発行）、全国公平委員会連合会近畿支部会報の読み込み（年2回発行）
	委員	5	1h	全国公平委員会連合会会報の読み込み（年3回発行）、全国公平委員会連合会近畿支部会報の読み込み（年2回発行）

※定例会については、直近の議事録を提供くださいますようお願いいたします。

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	公平委員会
--------	-------

### 3 責任・権限について

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関で、職員から勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての不服申立てがあった場合は、それらを審査し、必要な措置を講じる責任を負う。審査期間中は、相当な頻度で定例会又は臨時会が随時開催され、審査に当たっては、過去の類似の事件の調査、事実関係の調査・聞き取り、裁決書の調整など様々な処理を特定の審査期間内に行う必要がある。そのため、これらの案件がある年は、そうでない年と比べて、業務量が格段に多くなる（平成25年度は、案件なし。）。また、審査が必要となったときに職員の利益を保護することができるよう、日常から自己研鑽を行う必要がある。

これらの審査がない年であっても、職員組合5団体の役員改選の承認と管理職員等の範囲を定める規則等の改正を議案として定例会を年4～5回開催している。なお、定例会については、毎月1回開催することとしているが、議案のない月は不開催となる。

また、播磨地区、県、近畿、全国の各公平委員会連合会の総会・事務研究会へ出席し、情報交換や最新の動向についての情報収集等を行っている。出席の頻度は、年8回程度（東京都ほか）。当該連合会については、数年ごとに役員として開催の調整や監査等を行う必要があり、役員に選任されている年は、例年より事務量が増えることになる。なお、平成26年度播磨地区公平委員会連合会総会・事務研修会において、事務局からの依頼により委員長が「事実認定について」と題した講演会を行っている。

### 4 委員業務等のスリム化、見直しについて

各連合会の事務研究会等については、事務局1名及び委員1名の合計2名以内で参加することとしている。

#### 【必ず出席しなければならない業務】

定例会及び臨時会：地方公務員法第11条第1項及び第2項の規定による。定例会及び臨時会の議決のために2名以上の出席が必要。

### 5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

公平委員は、日々情勢が変化する地方公務員人事行政において、絶えずこの動きをとらえ、審査を行う場合には適切に判断する必要がある。そのため、公平委員会の定例会以外の活動において情報を収集するとともに、日々努力をして知識や情報を取得・収集し、それぞれの公平委員が切磋琢磨しているところである。

各公平委員の定例会や各連合会の事務研究会等の出席日数は把握しているものの、これらの出席日数では把握できない部分を含んだ評価として月額報酬制を採用していると理解される。

### 6 月額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

・委員が、情報収集を行い、知識を習得し、公平委員会業務に関する能力を高める日々の活動は、出席日数では把握できないため、この部分をどのように評価するかが課題である。

・措置要求や不服申立てなどがある年にあつては、業務量が多くなり、会議出席日以外にも、調査・資料読み込み・聞き取りなど裁決等に向けた準備が相当程度必要であり、これらの活動をどのように評価するのが課題である。

### 7 月額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

・報酬月額を定めるに当たっては、公平委員会としての本来的な業務である措置要求や不服申立ての事例のある年を参考に、委員の業務量や負担を考慮し、検討する必要があると考えている。

・定例会として出席する日以外の日における、措置要求や不服申立てに対する必要な措置を行うための業務等については、1回の勤務に対する所要時間が各委員により不規則となるため、ルールを設ける必要がある。

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	固定資産評価審査委員会
--------	-------------

### 1 概要について

根拠法令	地方税法第423条
委員定数・内訳	3名（委員長1名、委員2名）
選任方法	当市の住民、市税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、市議会の同意を得て、市長が選任する。
任期・再任の有無	任期：3年（補欠の委員の任期は前任者の残任期間） 再任：有り 任期中の委員長 長の交代：有り 委員長の再任の有無：有り 再任の限度：特段の定め無し

### 2 委員会の業務内容について（平成25年度実績）

区 分	回数/年	平均所要時間	業務内容（議題・研修名等）	
定例会	委員長			
	委員			
議会関連	委員長			
	委員			
研修	委員長			
	委員			
行事	委員長			
	委員			
その他	委員長	5	2.0h	固定資産評価の不服申立てに関する審査等
	委員	5	2.0h	固定資産評価の不服申立てに関する審査等

※定例会については、直近の議事録を提供くださいますようお願いいたします。

### 3 責任・権限について

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するため、独立した合議体機関として設置・運営されている。審査は書面審理を原則とするが、必要があれば職権で調査を行う権限を有する。審査決定に不服があるとして取消訴訟が提起された場合、委員会は当市を代表して被告となる責任を負う。

### 4 委員業務等のスリム化、見直しについて

審査の申出が行われ、その案件について審理の必要がある場合にのみ開催しており、合理的に業務を行っている。委員定数についても、地方税法で定められた下限値であるため、これ以上の見直しを行うことはできない。  
**【必ず出席しなければならない業務】** 申出案件の審理

## 行政委員会の業務内容等に関する調査表

行政委員会名	固定資産評価審査委員会
--------	-------------

5 月額報酬制を採用していることについての妥当性とその理由【事務局意見】

--

6 日額報酬制を採用するとした場合の課題や問題点【事務局意見】

すでに日額報酬制を採用している。
------------------

7 日額報酬制を採用するとした場合に金額設定等において考慮すべき点【事務局意見】

業務の性質上、専門的な知識が求められることや、近年の申出内容が複雑化していることなどから、現在の金額は妥当と考える。
--

非常勤の行政委員会委員の勤務実績一覧(平成25年度実績)

勤務回数及び時間

職名	区分	平成25年度 実績					合計	備考	
		定例会	議会関連	研修	行事	その他			
監査委員	識見者選出	回数	27.0	4.0	6.0	2.0	5.0	44.0	自宅等での資料読み込みについては、回答無(把握が困難)
		平均所要時間	2.0	5.0	3.0	1.0	1.0		
		勤務時間合計	54.0	20.0	18.0	2.0	5.0	99.0	
	議員選出	回数	27.0	0.0	5.0	2.0	0.0	34.0	自宅等での資料読み込みについては、回答無(把握が困難)
		平均所要時間	2.0	0.0	3.0	1.5	0.0		
		勤務時間合計	54.0	0.0	15.0	3.0	0.0	72.0	
教育委員会	委員長	回数	23.0	2.0	2.0	39.0	23.0	89.0	
		平均所要時間	1.7	4.0	2.2	3.0	1.0		
		勤務時間合計	39.1	8.0	4.4	117.0	23.0	191.5	
	委員	回数	22.6	0.0	2.7	32.3	22.6	80.2	
		平均所要時間	1.7	0.0	4.0	3.0	1.0		
		勤務時間合計	38.4	0.0	10.8	96.9	22.6	168.7	
選挙管理委員会	委員長	回数	17.0	2.0	4.0	29.0	8.0	60.0	
		平均所要時間	1.0	2.0	2.0	2.0	1.0		
		勤務時間合計	17.0	4.0	8.0	58.0	8.0	95.0	
	委員	回数	18.0	0.0	4.0	7.0	0.0	29.0	
		平均所要時間	1.0	0.0	2.0	2.0	0.0		
		勤務時間合計	18.0	0.0	8.0	14.0	0.0	40.0	
農業委員会	会長	回数	24.0	0.0	1.0	12.0	14.0	51.0	地域の世話役としての日常活動については、含まない。
		平均所要時間	2.5	0.0	2.5	2.5	2.0		
		勤務時間合計	60.0	0.0	2.5	30.0	28.0	120.5	
	委員	回数	17.0	0.0	1.0	1.0	13.0	32.0	地域の世話役としての日常活動については、含まない。
		平均所要時間	2.5	0.0	2.5	2.5	2.0		
		勤務時間合計	42.5	0.0	2.5	2.5	26.0	73.5	
公平委員会	委員長	回数	2.0	0.0	0.0	7.0	7.0	16.0	
		平均所要時間	1.0	0.0	0.0	6.0	1.0		
		勤務時間合計	2.0	0.0	0.0	42.0	7.0	51.0	
	委員	回数	2.0	0.0	0.0	3.0	5.0	10.0	
		平均所要時間	1.0	0.0	0.0	7.3	1.0		
		勤務時間合計	2.0	0.0	0.0	21.9	5.0	28.9	
固定資産評価審査委員会	委員長	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	
		平均所要時間	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0		
		勤務時間合計	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	
	委員	回数	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	
		平均所要時間	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0		
		勤務時間合計	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	10.0	

## 行政委員会の責任・権限等について

### 1 監査委員

監査委員は、市長から独立して一人一人が単独で監査を行うことを原則としている独任制の執行機関（監査委員会ではない）であり、公正不偏の立場で監査に当たらなければならない。なお、監査結果などは、監査委員の合議（4人の委員の意見の一致が必要）により決定しなければならない。

監査委員は、地方公共団体の財務に関する監査、一般行政事務に関する監査などを行い、監査の結果、是正を必要とする事項があれば、首長等に指摘を行い、首長等の改善措置を促すことができる大きな権限を持っている。

また、住民監査請求があれば、請求人及び首長側双方から意見聴取や事実確認等を行い、60日以内に勧告、棄却、却下のいずれかの決定をしなければならない。

さらに、住民訴訟においては、住民監査請求前置主義を採っていることから、住民監査請求の監査結果が、後の訴訟手続に影響を及ぼす場合もある。

### 2 教育委員会

教育委員会は政治的中立性確保等の理由により首長から独立した行政委員委員会として教育行政を担っている為、教育行政に関して負っている責任・権限は非常に重く、教育委員個人に求められる社会的責任も大きい。

学校の管理運営、教職員の人事権という業務の中で、いじめ問題や事故等の非常事態が発生した場合には、賠償責任など訴訟の当事者となる。

登庁日以外の活動としては、教育委員会議や教育委員協議会等への出席にあたり、事前に資料の読み込み等を行っている。また、市の教育方針を定めるにあたり、自主的に教育に関連する各種審議会や議会等を傍聴したり、他都市で起きた問題や先進事例、教育関連フォーラム等について広く情報収集や調査・研究を行うなど、勤務実態を定量的に把握することはできないが、常時、教育行政に関わる業務を行っている。

教育委員会制度は転換期にあり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が成立したところであるが、引き続き教育委員会が教育行政の最終権限を有する執行機関としての責務を担うものである。

### 3 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。（地方自治法第186条）

市議会議員選挙及び市長選挙については、市の選挙管理委員会が管理する。（公職選挙法第5条）

衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、都道府県知事及び議会の選挙については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（公職選挙法第37条等）

最高裁判所裁判官国民審査については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（最高裁判所裁判官国民審査法第12条等）

農業委員会委員選挙は、市の選挙管理委員会が管理する。（農業委員会等に関する法律第9条）

海区漁業調整委員会委員選挙については、市の選挙管理委員会が投・開票に関する事務を管理する。（漁業法第94条等）

市の選挙管理委員会は、選挙人名簿・在外選挙人名簿の調製を行う。

（公職選挙法第19条、第30条の2）

市選挙管理委員会規程に基づく委員会の運営及び市公職選挙執行規程に基づく選挙事務を管理する。

市長から独立した執行機関であり、委員は選挙時だけでなく、任期中の4年間、選挙運動の禁止、守秘義務、請負業務の禁止などの制限がかけられている。

また、日常的な情報収集も行っている。

さらに、選挙管理委員会の処分又は裁定に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表することとされている。（地方自治法第192条）

#### 4 農業委員会

- ①農業生産法人に関する要件の認定、報告の受理、勧告、立入調査
- ②農地等の所有権の移転、賃借権等の設定もしくは移転の許可
- ③農地等の権利移動を認める別段の面積の設定
- ④農業生産法人以外の法人への賃借権等の設定の許可、市長への通知、農地利用状況の報告の受理
- ⑤相続による農地等の権利取得者の届出の受理
- ⑥農地の転用又は農地の転用のための権利の設定・移転について知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付、市街化区域内にある農地の転用の場合の届出書の受理及び受理通知書の交付
- ⑦農地等の賃貸借の解約等につき知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付、知事許可不要の場合の通知書の受理
- ⑧農地の利用状況の調査
- ⑨農地に関する情報の収集・提供等
- ⑩市が農業経営基盤強化促進基本構想を定め又は変更しようとするときの意見具申
- ⑪市が農地利用集積円滑化事業規程を承認するに当たっての決定
- ⑫市が農用地利用集積決定を定める場合の決定
- ⑬特定農地貸付けの承認
- ⑭贈与税又は相続税の納税猶予の特例を受ける場合、その者の適格者である旨の証明書の交付、特例対象農地等の転用、利用状況に関して税務署長への通知

上記を主とする農地法、農業経営基盤強化促進法等の法令事務

定期定例の委員会・研修会、事務局から依頼する現地調査のほか、日常活動として、農業委員には、地域の世話役活動に努めてもらっている。内容としては、①農地・経営・営農・農業者年金・地域農業振興・生産環境等に関する日常的な相談・指導、②無断転用の未然防止のための指導、遊休農地等管理が不十分な農地の把握・指導等のための日常的な農地パトロール③集落座談会等における農業者からの質問・相談への対応④農業者への啓発活動である。

#### 5 公平委員会

公平委員会は、職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために、地方公共団体の長その他の任命権者から独立した地位を有する機関で、職員から勤務条件に関する措置の要求又は不利益処分についての不服申立てがあった場合は、それらを審査し、必要な措置を講じる責任を負う。審査期間中は、相当な頻度で定例会又は臨時会が随時開催され、審査に当たっては、過去の類似の事件の調査、事実関係の調査・聞き取り、裁決書の調整など様々な処理を特定の審査期間内に行う必要がある。そのため、これらの案件がある年は、そうでない年と比べて、業務量が格段に多くなる（平成25年度は、案件なし。）。また、審査が必要となったときに職員の利益を保護することができるよう、日常から自己研鑽を行う必要がある。

これらの審査がない年であっても、職員組合5団体の役員改選の承認と管理職員等の範囲を定める規則等の改正を議案として定例会を年4～5回開催している。なお、定例会については、毎月1回開催することとしているが、議案のない月は不開催となる。

また、播淡地区、県、近畿、全国の各公平委員会連合会の総会・事務研究会へ出席し、情報交換や最新の動向についての情報収集等を行っている。出席の頻度は、年8回程度（東京都ほか）。当該連合会については、数年ごとに役員として開催の調整や監査等を行う必要があり、役員に選任されている年は、例年より事務量が増えることになる。なお、平成26年度播淡地区公平委員会連合会総会・事務研修会において、事務局からの依頼により委員長が「事実認定について」と題した講演会を行っている。

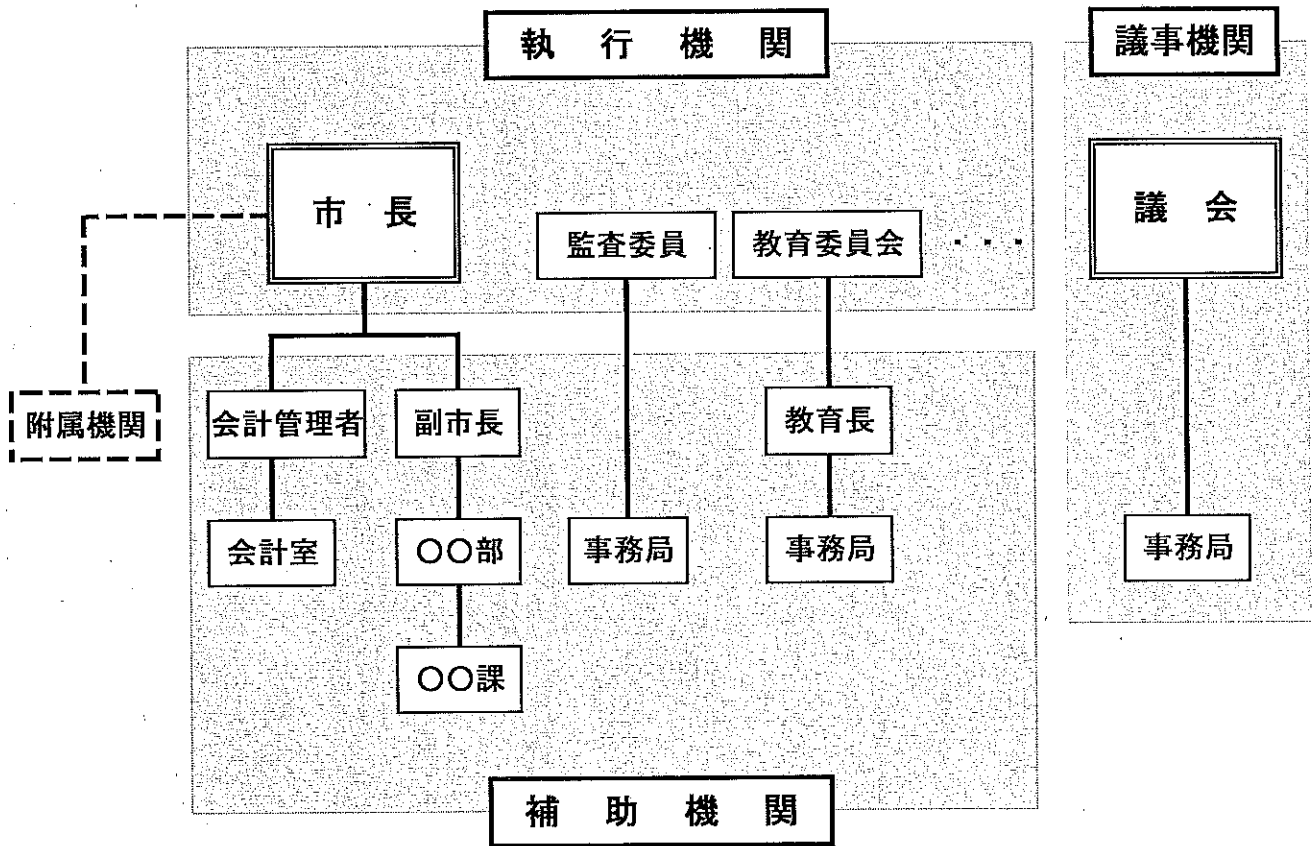
#### 6 固定資産評価審査委員会

固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査するため、独立した合議体機関として設置・運営されている。審査は書面審理を原則とするが、必要があれば職権で調査を行う権限を有する。

審査決定に不服があるとして取消訴訟が提起された場合、委員会は当市を代表して被告となる責任を負う。



# 明石市組織図



## 議会：

地方公共団体の意思を決定する議事機関

## 執行機関：

自らの判断と責任において、事務を管理し及び執行する機関

例：市長

行政委員会      監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会  
固定資産評価審査委員会

## 補助機関：

執行機関の事務執行を補助するための機関

例：副市長

会計管理者

職員

公営企業管理者 など

## 附属機関：

執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関

例：明石市住居表示審議会

明石市消防審議会

明石市特別職報酬等審議会 など